

18世紀後期フィリピンにおける サン・ガブリエル病院

——非キリスト教徒中国人の追放との関連において——

菅谷成子

The Hospital of San Gabriel in the Second Half of the 18th Century Philippines

Nariko SUGAYA

はじめに

フィリピン諸島では、初代総督となったミゲル・ロペス・デ・レガスピ (Miguel López de Legazpi) が、1565年にセブに根拠をおいて以来、スペインによる植民地支配が進められた (ルソン島やビサヤ諸島の山地部、ミンダナオ島の大半およびスルー諸島などには、スペインの実質的な支配は及ばなかった)。1570年にスペイン人がマニラに到来した時、パシグ (Pasig) 川の河口付近を中心とした地は、すでにブルネイのイスラム王国とも関係をもつ地域間交易の中心としてある程度の発展をみており、イスラム化した指導者を擁する比較的大規模なバラングイ (barangay) と呼ばれる共同体が成立していた。スペイン人は、これらの現地イスラム勢力を駆逐して翌71年に恒久的な植民地首府、マニラ市を設置し、それを足掛かりに本格的な植民地支配を開始した。

スペインのフィリピン支配はカトリックの布教およびその教会組織の維持をひとつの柱としていた。それは、スペイン国王のパトロナート＝リアル (Patronato Real de Indias: スペインの海外植民地における国王の教会保護権; これによって教会は国王に奉仕する存在となる) の下で、カトリック教会が、スペインの植民地統治行政を補完するものとしての機能を果たし、中央から末端のレベルに至るまで、直接的に世俗の行政組織にも関与することによって、植民地フィリピンを根底から支えていたからである。その前提として、スペインの支配下に入った地域の住民はすべてカトリックに改宗され、教会組織のなかに組み込まれねばならなかった。住民の改宗事業において中心的な役割を果たし、カトリック教会組織の維持に貢献し、さらに、世俗の行政組織のなかで一定の権限をもってスペインの植民地統治行政を左右したのが各派の修道会士達であった。各修道会は、それぞれの修道会士にカトリック教会の位階を占めさせる一方、各修道会士はそれぞれの修道会に忠誠を尽くすべきであるという原則を掲げてパトロナート＝リアルに対抗した。

ところで、スペイン人は、1571年以後マニラを中心として居住するようになったが、彼らの消費生活を満足させるには、原住民 (indios) の生産力では質・量ともに不十分であった。そのため、スペイン人は、フィリピン諸島の植民地化以前より福建省方面から定期的にマニラにやってきていた中国商人やそれに伴って来島した中国人移民に生活必需品やその他のサービスの供給を頼るようになってしまった。中国商人の来航は、マニラとメキシコのアカプルコを結ぶガレオン貿易の開始によって一層盛んとなり、マニラに定住する中国人の数も急速に増加し

た。¹⁾ これらの中国人に対しても、上述したようなスペインの植民地統治体制の要請からカトリックの布教が試みられた。中国人に対する布教は主にドミニコ会士が担当したが、その布教活動はパリアン教会 (Iglesia de los Santos Reyes del Parián) と中国人を対象としたサン・ガブリエル病院 (Hospital de San Gabriel) を柱として行われた。

さて、スペイン本国においては1700年にブルボン王家がハプスブルグ王家に取って代わったが、特にフェルナンド6世 (在位1745-59) やカルロス3世 (在位1759-88) の下で、フランス啓蒙主義に基づいて、本国およびその植民地を問わず政治経済改革の必要性が認識されるようになった。フィリピン諸島においても18世紀半ば以降、国王の代理としての総督の下で中央集権的な植民地統治体制の整備と強化がはかられた。その第一歩として、植民地経済の中国人への依存を減じるために彼らの追放を行うなどして、スペイン人主導の経済体制を打ちたてようとした。他方、修道会に対してはその教会への影響力を減じて、国王の教会に対する支配を強化するために帝王教権主義 (regalism) の立場から、教会組織の在俗司祭化 (secularization: 修道士を聖堂区主任司祭からはずし在俗司祭に委ねる) を推し進めた。

本研究は、18世紀中期以降フィリピン諸島において、次第に本格化した社会経済構造の変革のなかで、政治的経済的実力を蓄えてきた中国系メスティーソ (原住民と中国人の混血者層) の興隆の背景を、「ブルボンの改革」の理念に基づいて、スペイン政庁が植民地統治体制の近代化をめざして採った各種の施策との関連において明らかにしようとするものである。本稿ではその一環として、18世紀中期に実施された中国人追放令や教会組織の在俗司祭化が、ドミニコ会の対中国人布教活動の柱であったサン・ガブリエル病院の存在意義にいかなる影響を及ぼしたのかという観点から取り上げて跡づける試みである。ここでは、筆者が知見することのできた若干のドミニコ会フィリピン管区古文書館 (Archivo de la Provincia del Santísimo Rosario en Filipinas) 所蔵のサン・ガブリエル病院文書に基づき、その紹介を兼ねつつ、サン・ガブリエル病院の設立の由来やその運営に関わる問題のいくつかを先行研究なども参考にして記述するとともに、18世紀後半から19世紀前半におけるサン・ガブリエル病院の存続に関する若干の事実を明らかにする。²⁾

サン・ガブリエル病院の設置とその発展

フィリピン諸島の植民地化の開始とともに、アウグスティノ会の修道士がカトリックの伝道活動に従事し、つづいて、フランシスコ会士が1578年に、また、イエズス会士が81年に来往したが、マニラに来住した中国人に対する本格的な布教活動は、87年のドミニコ会士の到着をもって開始された。この間、初代マニラ司教として81年に着任したドミニコ会のドミンゴ・デ・サラサル (Domingo de Salazar) は、中国人に対する布教活動の必要性を認識していたが、それは容易に具体化しなかった。その背景には、初期に来島した三会派の修道士達にとって、限られた人員によって各地に散在している原住民に対する伝道を行うことが急務であったので、中国人にまでなかなか手が回らなかったという事情があったためである。

その当時、中国人はトンド (Tondo: パシグ川の北岸) のバイバイ (Baybay: 現サン・ニコラス San Nicolas 地区付近) と呼ばれる地区を中心として居住して小売業などの商業活動のほか農業や漁業などに従事していた。これはスペイン人の到来以前に、当時トンドの首長であったラカンドゥラ (Lakandula) が、中国人のために居住地としてバイバイを割り当てていたことと関係があろう。³⁾ また、1581年から82年にかけてゴンサーロ・ロンキーリョ・デ・ペニ

ャローサ (Gonzalo Ronquillo de Peñalosa) 総督 (在任1580-83) は、ガレオン貿易の確立とともに増大する中国との貿易を背景に、関税徴収と中国商人との商取引および彼らの滞在の便宜のためにパリアン (Alcaicería del Parián) を設けた。パリアンは、これ以降、マニラにおける商業中心地および中国人居住地として発展し、16世紀の末までには、常時、少なくとも、3,000人の中国人が居住し、貿易シーズンには、10,000人程度が滞在するまでになった。この間、スペイン政庁は、スペイン人の人口をはるかに凌駕する中国人の人口を、植民地の治安維持に対する潜在的脅威とみなし、特に、非キリスト教徒の中国人をパリアンに収容する策を採った。⁴⁾

さて、1587年にマニラに到着するや、ドミニコ会士の一部は、中国人に対する布教活動という任務を帯びて、その根拠地をパシグ川南岸の、後にサン・ガブリエル保塁が築かれた位置に、パリアンに隣接して設けた。それは、翌年に竣工したが、ニッパやしを使用した簡単な教会と司祭館であった。病人用には1部屋が割かれ、ベッドが6床設けられていた。それが、後にサン・ガブリエル病院として発展する基礎になった。というのは、1589年にバイバイに居住する中国人のためにも、教会と司祭館 (Iglesia y Convento de Nuestra Señora de la Purificación) が設けられたので、中国人に対する布教のために、2か所もの同様の施設は必要ないと考えられて、先に築かれた教会と司祭館が病院に転換されたからである (その当時、病院は、サン・ペドロ・マルティル San Pedro Martir の名を冠していた)。

その後、病院は拡張されたが、1597年に焼失したのを機会に、パシグ川の対岸のビノンド (Binondo) に移転した。この背景には、スペイン人植民者の間に、植民地政庁の所在地であるとともにスペイン人居住地であったマニラ市 (イントラムーロス: Intramuros) に隣接して、すなわち、従来の病院の位置に、中国人を収容する恒久的な病院施設を建設することに対する治安維持の観点からの危惧が生じていたことがあった。再建された病院は、ベッド数80床の木造であったが、これ以降、サン・ガブリエル病院と呼ばれるようになった。さらに病院は、特に17世紀の前半におけるマニラ来航中国人の数の増大に対応して拡張されたが、火事や地震などで焼失することも多かった。そのたびに、サン・ガブリエル病院はドミニコ会のフィリピン管区の出資やスペイン人や中国人からの浄財によって再建された。⁵⁾

ここで、サン・ガブリエル病院の維持・運営費について簡単に触れることにする。病院は、当初、十分な資金もなく運営されていたが、1595年以降、スペイン国王の勅許を得て、パシグ川の渡船料収入が病院運営費に充当されるようになった。⁶⁾ しかし、1629年にパシグ川に橋が架けられたため、渡船料収入は失われた。そのため、それ以後、中国人共同基金 (Caja de Comunidad de los sangleyes) から病院運営費として、毎年2,000ペソが支出されることになった。この基金は、アロンソ・ファハルド・イ・テンサ (Alonso Fajardo y Tenza) 総督 (在任1618-24) の時に、スペイン政庁の対中国人行政関係諸経費を中国人自身に負担させる目的で設置されたものである。⁷⁾ ところが、17世紀の後半になると、この共同基金からの支出が滞る場合もでてきた。これは、歴代のフィリピン総督によって、中国人共同基金が私物化される傾向が強まったことと、中国では明清交代期にあたっており、遷海令などの海禁策が強化されたために、中国貿易が一時的に衰退したことと関連すると思われる。⁸⁾ しかしながら、18世紀の半ばまでは、サン・ガブリエル病院に対する規定の2,000ペソは、多少の遅滞を含みながらも、概ね順調に支出されたようである。その外、病院の運営費にあてられたものに、ドミニコ会が病院維持のために購入した土地やスペイン人等から寄進をうけた不動産を貸し出すことによつてあがる地代・家賃収入などがあった。⁹⁾

さて、ドミニコ会士は、中国語 (閩南方言) を修得する一方、中国人の習慣などを研究した

りして、布教活動に意欲的に取り組んだが、一般の健康なパリアンに在住する中国人に対する改宗事業の拠点となったのは、1618年に完成したパリアン教会である。それまでは、サン・ガブリエル病院でも、一般の中国人の洗礼や結婚の儀を執り行った。また、カトリックに改宗した中国人移民は、パリアンではなく、バイバイに居住させる方針が採られた。これらの中国人は、原住民女性と結婚して定着することが多かったので、バイバイでは人口が過密状態となったが、熱心なカトリック教徒であったルイス・ペレス・ダスマリニャス (Luis Pérez Dasmariñas) 総督 (在任1593-95) は、ピノンドの地を購入してこれらの中国人信徒に開放した。この結果、1596年には、ピノンドに教会が建設され、ドミニコ会士による司牧が行われるようになった。その後、バイバイに居住していた中国人信徒の司牧をめぐる、ドミニコ会は、トンドを管轄区域とするアウグスティノ会と係争を起こしたが、結局、ドミニコ会によるバイバイの教会は閉じられることになった。そのため、バイバイの中国人信徒も、ピノンド教会で司牧を受けることとなった。また、ピノンド教会は、その地に居住するスペイン人、メスティーソ、原住民に対しても、聖堂区教会としての機能を果たすようになった。¹⁰⁾

中国人の追放とサン・ガブリエル病院の存続 (1754-1774)

(1) アランディア総督とドミニコ会の対中国人布教事業

ペドロ・マヌエル・デ・アランディア (Pedro Manuel de Arandía y Santistevan) の総督就任 (在任1754-59) は、それまで比較的順調であったサン・ガブリエル病院の運営に影を投げかけるものであった。その時期以降、サン・ガブリエル病院の運営は年を追うごとに困難なものになっていった。それは、アランディア総督が着任するや「ブルボンの改革」の推進者として、植民地経済の建て直しに取り組む一方、修道会の世俗の統治組織への干渉をできるだけ排除しようと努力し、それと対決姿勢を取ったことに関係するものであった。¹¹⁾

アランディア総督は、その当時のフィリピン諸島の経済的沈滞の原因を、ガレオン貿易と中国人の経済活動に全面的に依存してきた植民地経済体制に求めたが、それを改革するためには、まず、中国人の諸島内における商業活動を制限する一方、スペイン人やメスティーソ、原住民の商業活動を奨励することが急務と考えた。その手段として、1754年から55年にかけて在住中国商人人口の大半を占める非キリスト教徒の追放を実施した。この結果、マニラにおける商業の中心として、また、主に、非キリスト教徒中国人の指定居住地として機能してきたパリアンは、これ以降、キリスト教徒中国人はもちろんのこと、スペイン人、メスティーソ、原住民が、混住する商業中心地となった。なお、ここで追放の対象を非キリスト教徒に限ったことは、その当時、スペインは啓蒙主義思想に基づいて、植民地の政治経済改革——「近代化」——に取り組み始めたとはいえ、まだ、スペイン人の精神世界において、カトリックの信仰の護持が重要な要素であったことを窺わせる。¹²⁾ 何れにせよ、その運営費の多くを中国人共同基金に頼っていたサン・ガブリエル病院にとって、その基金を支えるべきフィリピン在住中国人の減少は看過できないものであった。

さらにドミニコ会にとって都合の悪いことには、アランディア総督は、経済的な見地から中国人の追放を厳格に実施したばかりでなく、一般的に中国人に対して好感を持っていなかった。それゆえ、中国人に対する布教をひとつの柱として活動してきたドミニコ会とは、新たな中国人移民を受け入れる問題とも関連して、しばしば対立した。¹³⁾ そのような事情もあって、総督は意図的に中国人共同基金を流用してその資金を枯渇させんとしたり、中国人共同基金からサ

ン・ガブリエル病院に対して支出されることになっていた年額2,000ペソの運営費を、1756年および57年には、年額1,200ペソに、さらに、58年および59年には、年額1,000ペソに削減したりした。¹⁴⁾ この措置はまた、アランディア総督が、修道会を中心とする宗教界に対して抑圧的な態度をとっていたことに関係すると思われる。

この間、総督は、56年7月に、非キリスト教徒中国人の追放の完遂をもって、フィリピン諸島においては、サン・ガブリエル病院存続の必要性がなくなるであろうし、それに関連して中国人共同基金の維持が困難となるため、それからの病院運営補助金も枯渇するであろうとスペイン国王に報告した。これに対して国王は、しかるべき処置を取るためにマニラのアウディエンシア（王立司法院：Real Audiencia Chancillería）、マニラ大司教、およびドミニコ会の管区長にサン・ガブリエル病院の歴史や運営の実態などについて報告書を提出するよう求めた。¹⁵⁾

ドミニコ会の管区長であったホセ・エレラ（Joseph Herrera）神父は、1760年6月付けで報告書を提出した。その中でエレラ神父は、たとえ非キリスト教徒中国人の追放がなされた後でも、サン・ガブリエル病院の必要性は失われまいとした。それは、すなわち、マニラー福建間の貿易が継続される限り、定期的にやってくる中国商人等がおり、これらの者は貿易シーズン中、アランディア総督が設置したアルカイセリア・サン・フェルナンド（Arcaicería San Fernando）と呼ばれる宿泊施設を兼ねた取引場に滞在することになっていた。しかしながら、これらの中国人のなかには、航海途上あるいは、マニラ滞在中に病気になる者も少なからずあった。サン・ガブリエル病院は、中国人であればキリスト教徒、異教徒の区別なく病気になった者を収容すべきものであり、かつ、中国語のわかる神父がこれらの中国人に対する治療および布教活動に従事しているマニラで唯一の病院なのである。また、病院の運営費については、季節的に滞在する中国商人からも6レアルを徴収して中国人共同基金に納入させるのであるから、共同基金の資金が正常に運用されるのであれば、当面は資金が急速に枯渇するはずはないとして、アランディア総督に反論した。エレラ神父は、さらに、アランディア総督が、毎年貿易シーズンになるとやって来る中国人たちがカトリックに改宗することを認めず、したがって、非キリスト教徒中国人の追放という原則から新規の移民を許可しないことを批判している。¹⁶⁾

(2) イギリスのマニラ占領とサン・ガブリエル病院の存続

歴史の教えるところによれば、このような事情を乗り越えて、サン・ガブリエル病院は、今しばらく存続する。しかし、ヨーロッパにおける七年戦争に関連して、イギリスが1762年から64年にかけてマニラを占領したことは、スペインのフィリピン植民地統治体制の脆弱さを露呈して、スペイン植民者に危機感を与えたばかりでなく、サン・ガブリエル病院の存続にも決定的な打撃を与えるものであった。

ところで、アランディア総督が1759年に急死した後、中国人追放令の適用は緩和されて、新規のキリスト教徒の移民が許可されるようになって、フィリピン在住の中国人の数は徐々に増加した。イギリスのマニラ占領直前の1762年には、その人数は、彼らに対する居住許可証の発行枚数から判断すると、少なくともマニラ周辺において約6,200であった。¹⁷⁾ ところが、これらのキリスト教徒中国人の多くは、マニラの被占領期間中、スペインより近代的な経済政策を採ったイギリスに協力したのである。このため、スペイン人は、中国人に対する不信感と反感を深め、植民地政庁は中国人のこのような行動に対する罰として、対英協力者を追放する方針を採った。他方、イギリスのマニラ占領は、フィリピンにおいて、これまでやや緩慢に進められてきた「ブルボンの改革」に弾みをつけるものとなった。その一環として、スペイン人はフ

フィリピン諸島の経済的実権を握る中国人がその植民地としての経済発展を阻害してきたとの認識を一層明確にしたが、ここにおいても中国人の排除を徹底させる必要が生じた。その結果、従来にもまして、厳格な中国人追放が実施されたのである。¹⁸⁾

このたびの中国人の追放は、ホセ・バスコ・イ・バルガス (José Basco y Vargas Varde-rrama y Rivera) 総督 (在任1778-87) が、1778年にキリスト教徒中国人の移民の受け入れを再度許可した時まで続けられた。この結果、中国人在住者の多くが追放されたうえに、この間、約十年間にわたって新規の中国人移民がなかったために、在住中国人の現地化が著しく進展して、これらの中国人と現地の女性との通婚によって生まれた中国系メスティーソの社会的経済的役割も増大した。¹⁹⁾ しかし、このことは、中国人共同基金の維持に困難をきたす要因にもなったといえる。また、パリアン教会においては、この期間中、ほとんど中国人の受洗はみられず、聖堂区に居住する一般の人々の洗礼やその他の司牧が主として行われた。さらに、この時期、マニラ大司教バシリオ・サンチョ・デ・サンタ・フスタ (Basilio Sancho de Santa Justa y Rufina) の着任と同時に、聖堂区主任司祭の在俗司祭化が進められた。この結果、1768年にパリアンやピノンド教会の主任司祭職はドミニコ会の他の聖堂区と同様に彼らの手から離れた。²⁰⁾

このような事情を背景に、サン・ガブリエル病院は1769年以降、事実上閉鎖のような状態に陥り、74年、遂にアウディエンシアの命令によって閉鎖されることになった。当時、サン・ガブリエル病院には、治療・回復の可能な患者はおらず、少数の身体障害者とハンセン氏病患者が収容されていただけであった。²¹⁾ また、病院経営の面からみると、アランダシア総督の時代以降、中国人共同基金からの運営費支出は滞りがちであったため、経営上困難をきたしていたと思われる。たとえば、1773年にドミニコ会の管区財務管理司祭であったホセ・アスカラテ (Joseph Azcarate) 神父が作成した報告書によると、サン・ガブリエル病院は、1759-73年までの間に中国人共同基金から、総計12,549ペソ2レアル7グラノを受領した。これに対して規定の年額2,000ペソを受け取るものとして計算すると、この15年間で30,000ペソに上る。アスカラテ神父は、これに基づいて、1759年までに生じていた未収金の1,400ペソを含めて、18,850ペソ5レアル5グラノの支払いが遅滞していると結論づけている。アウディエンシアは、結局、これが病院であって、慈善施設ではないという観点から、身体障害者を他所に移させる一方、ハンセン氏病患者は、その専用病院に移すよう命じたのであった。そして、病院付属の礼拝堂はドミニコ会士のための修道院に転換された。²²⁾ この時点をもって、1588年に小規模な教会と司祭館として歩みだし、まもなく、中国人専用病院として発展を遂げたサン・ガブリエル病院の病院としての歴史は閉じられることになった。ホセ・エレラ神父によると、病院の草創期から1752年6月11日までに、30,212人の中国人が死床において受洗したということである。²³⁾

パリアン聖堂区教会としてのサン・ガブリエル病院

病院としてのサン・ガブリエル病院の歴史は上述のように1774年に閉じられたが、それは必ずしも、サン・ガブリエル病院が、フィリピンにおける中国人に対するカトリック布教の歴史のなかでその存在意義を失ったということを意味したわけではなかった。

バスコ総督は1783年にパリアンをマニラ市の防衛構想の実行において障害となるという理由で取り壊した。その結果、パリアン教会そのものはまだそのまま暫く存在していたのだが、聖堂区教会としては放擲されることになった。²⁴⁾ そしてパリアンを聖堂区とする地域に住んでいた信徒たちも防衛構想の妨げにならない適当な地区に移動した。この結果、中国人信徒の多く

はピノンド教会において、従来からのパリアン聖堂区主任司祭の司牧を受けることになった。しかしながら、ピノンド教会はその聖堂区に属する本来の信徒を多数抱えていたために、教会に収容できる人数の点から、ミサなどをそれぞれの聖堂区に属する信徒に分けて行わなければならないなど、現地語に不自由な中国人信徒に対しては、中国語で説教を行わなければならないなど、二重に手間がかかった。また、ピノンドの司祭とパリアンの司祭は、信徒の司牧をめぐる対立することも多かった。²⁵⁾

このような事態を憂慮したマニラ大司教フアン・アントニオ・ガリェゴ・イ・オルビゴ (Juan Antonio Gallego y Orbigo) は、1791年にフェリックス・ベレンゲール・デ・マルキーナ (Felix Berenguer de Marquina) 総督 (在任1788-93) に宛てた書簡のなかで、パリアンおよびその教会の取り壊しによって、他地区に移された信徒のなかで、中国人が最も不安定な位置に置かれているとした。それは、中国人以外の信徒たちは、それぞれの住居に近い教会で何の支障もなく司牧を受けられるが、中国人には、言葉の問題があって、十分な信徒教育や司牧が受けられないからである。これらの中国人は、現地の言葉が不十分なうえ、各地区に分散して居住していることと相俟って、結局、名ばかりのキリスト教徒になると考えられる。それゆえ、中国人信徒を一定の地区に集めたうえで、専用の教会を割り当てる必要があるとした。これを受けて、ベレンゲール・デ・マルキーナ総督は、アウディエンシアの諮問を経て、暫定的に、キリスト教徒中国人の居住区と専用の教会が再建されるまでという条件で、病院としての機能を停止せられて後、専らドミニコ会士の住居となっていたサン・ガブリエル病院に付属する礼拝堂をパリアン聖堂区教会として、中国語を理解する在俗司祭に開放する措置を講ずるようドミニコ会側に要請した。²⁶⁾ この変則的な措置は、結局、パリアン聖堂区が廃止された1848年まで続いた。²⁷⁾

この間、病院の建物の一部は、異端審問委員の住居とされた。また、騎兵隊などの兵舎としても使用されたが、この状態は、1812年に、ドミニコ会の管区財務管理司祭の要請によって、駐屯部隊が移動するまで続いた。その後、1814年になると、ドミニコ会は病院の建物をアパートとして一般に貸し出した。²⁸⁾

さて、パリアン聖堂区は、1826年に出された勅令に基づいて、43年に在俗主任司祭マリアノ・デル・ロサリオ (Mariano del Rosario) 神父が死亡したのを機に75年ぶりにドミニコ会の管轄に戻された。しかしながら、ドミニコ会のフアン・デ・サンタ・マリア (Juan de Santa Maria) 神父の後を継いだフランシスコ・ガインサ (Francisco Gainza) 神父は、この変則状況がもたらしたパリアン聖堂区の形骸化を鋭く指摘して、自らパリアン聖堂区の廃止を提言し、最後の主任司祭となった。

ガインサ神父によると、パリアン教会は本来、中国人信徒のために設けられたものであるが、聖堂区教会としては、その聖堂区に居住するスペイン人、メスティーソ、原住民などを含めた全ての住民の司牧にあたるものであった。パリアン聖堂区は、サン・フアン・デ・レトゥラン学院 (Colegio de San Juan de Letran)、サン・アントン (San Anton)、ビッグラン・アワ (Biglangawa)、パリアン・ビエホ (Parián Viejo)、アロセーロス (Arroceros) のようなプエブロ (pueblo) やシティオ (sitio) を包摂するものであったが、1812年から14年にかけて、これらの地区は、聖堂区から分離されてしまった。このため、パリアン聖堂区は固有の管轄地域をもたない形だけの聖堂区となってしまい、ただ中国人のカトリックへの改宗希望者のみを対象とするものとなってしまった。その結果、信徒からの喜捨や各種の祭式に係る謝礼金収入などによって支えられていた聖堂区の財政は逼迫し、司祭の経済生活を圧迫するようになった。

また、中国人信徒は分散して居住していただけでなく、現地の女性と結婚することが多く、それぞれ女性側の聖堂区教会に出席することが自然のなりゆきであった。その結果、パリアン聖堂区において、カトリックに改宗した中国人が、継続的にその聖堂区の信徒であることはあまりなかった。ガインサ神父は以上のような点に鑑みて、パリアン聖堂区の廃止を唱えたのである。²⁹⁾

おわりに

アランディア総督が18世紀の半ばに非キリスト教徒中国人の追放を行って以後19世紀の前半までの期間においては、それ以前の時期に比較してフィリピン在住中国人の人口は少なかった。その理由のひとつとして、スペイン政庁が中国人追放令の適用を緩和した後も、中国人の移民を、原則としてキリスト教徒に限ったことがあげられよう。その結果、この時期の中国人移民は比較的少数にとどまったが、後の時代の中国人移民、19世紀後半から20世紀にかけての移民——スペイン政庁の移民に対する宗教的な要件が削除される一方、中国では半植民地化が進んで中国人男性はもとより女性の移民が増加した時期——と比較すると、彼らは現地の女性と結婚してメスティーソ人口の増大に寄与するなど、フィリピン社会にとけこんでいく傾向が強かった。それゆえ、聖俗を問わず一般的に植民地統治者が中国人信徒のカトリック信仰度に低い評価を与え、彼ら専用の聖堂区や教会が必要であるとして、パリアン教会の取り壊し以後、その再建を何度も取り沙汰したが、中国人自身は、「真のキリスト教徒」であったかどうかは別として、専用の教会の必要性を感じていなかったと考えられる。

専用の教会をもった中国人聖堂区の設置に対する要求が中国人信徒の側からも盛んに起こってくるのは20世紀に入ってからのことである。その実現は、皮肉なことに1945年にアントニオ・ガルシア (Antonio Garcia) 神父の尽力で、日本のマニラ占領に関連して焼失したピノンド教会付属の司祭館の跡地に中国人専用の教会が建設されるまで待たねばならなかった。³⁰⁾ 1783年にパリアン教会がマニラ市の防衛上の理由から放擲され、つづいて92年に取り壊されて以来、約150年の歳月が流れていた。

注

- 1) ガレオン貿易については、William Leytle Schurz, *The Manila Galleon* (New York: E. P. Dutton & Co., 1939; Dutton Everyman Paperback, 1959) を参照のこと。
- 2) サン・ガブリエル病院に関する本格的な専門研究は、筆者の知る限り見当たらないが、スペイン支配下のフィリピン諸島における中国人に関する研究のなかで言及される場合がある。主なものに、Pablo Fernández, "The Apostolate of the Dominicans among the Chinese in the Philippines," *Boletín Eclesiástico de Filipinas* 39 (1965): 182-88; Susan L. Pe, "The Dominican Ministry among the Chinese in the Parian, Baybay and Binondo: 1587-1637," M.A. thesis, Ateneo de Manila University, 1983, chap. 5 がある。中国人に対する布教活動一般を含めて、スペイン時代初期の中国人移民に関する日本人による先駆的業績としては、箭内健次「比島支那人の地方発展について」『南方民族』7 (1942): 1-28; 同「マニラトンド区の支那人の発展」『南亜細亜学報』2 (1943): 35-64がある。また、18世紀中期以降の中国系メスティーソの興隆および中国人移民の果たした役割については、Edger Wickberg, "The Chinese Mestizo in Philippine History," *Journal of South-east Asian History* 5 (March 1964): 62-100; *idem*, *The Chinese in Philippine Life, 1850-1898* (New Haven: Yale University Press, 1965) を参照のこと。
- 3) Pe, "The Dominican Ministry," pp. 42-44.

- 4) パリアンの設置に関しては、箭内「マニラの所謂パリアンに就いて」『台北帝国大学文政学部史学科研究年報』5(1938):189-346; Sonia L. Pinto, "The Parian, 1581-1762," M.A. thesis, Ateneo de Manila University, 1964; Alberto Santamaria, "The Chinese Parian (El Parian de los sangleyes)," in *The Chinese in the Philippines*, 2 vols., ed. Alfonso Felix, Jr. (Manila: Solidaridad Publishing House, 1966-69), vol. 1:1570-1770, pp. 67-118を参照のこと。
- 5) "Informe de P.^o Provincial Joseph Herrera," S.^o Domingo de Manila, junio de 1760, Seccion San Gabriel, tomo 7, num. 2, fols. 101-18, Archivo de la Provincia del Santísimo Rosario en Filipinas (APSRと略記する); "Escrito del P. F. Pardo sobre San Gabriel," Manila, mayo de 1673, *ibid.*, tomo 1, num. 17, fols. 322-27, APSR.
- 6) *Ibid.*
- 7) "Fundación de la caja de Comun.^d de los Sang.^{es}," 39-C-7, Archives of the Archdiocese of Manila (AAMと略記する)。在住中国人は、中国人共同基金に対して、原則として年間1人につき12レアル(1レアル=8ペソ)を銀6レアルずつ、1月と7月の2回に分けて払い込んだ。この徴収には、総督より委託された1名の中国人があたり、請け負い料として、200ペソを手にした。"Informe de P.^o Provincial," junio de 1760を参照のこと。また、この基金からは、サン・ガブリエル病院の運営費の外に、スペイン政庁が、パリアンの管理のために設けていたパリアン長官などの役職の俸給の支払いなどにあてられた。"Reales Zédulas sob.^e el Hospital de San Gabriel," 39-C-7, AAMを参照のこと。
- 8) 中国貿易の変遷については、Pierre Chaunu, *Les Philippines et le Pacifique des Ibériques (XVI, XVII, XVIII^e siècles): Introduction méthodologique et indices d'activité* (Paris: S.E.V.P.E.N., 1960)が参考になる。また、Nariko Sugaya, "The Background of the Mestizo Rise in the Second Half of the 18th Century Philippines in a New Perspective," 『名古屋女子大学紀要』36(1990):11-18を参照のこと。
- 9) 注5)を参照のこと。
- 10) Francisco Gainza, "Memoria sobre el origen, progresos, variaciones y estado actual de la iglesia de los sangleyes cristianos," Binondo, 12 de junio de 1847, Folletos, tomo 115, Archivo de la Universidad de Santo Tomás (AUSTと略記する); Pe, "The Dominican Ministry," chap. 3.
- 11) この時期、スペイン政庁によって、取り組まれた各種の経済政策については、*Philippine Studies* (PS)に掲載された María Lourdes Díaz-Trechueloによる以下の論文が参考になる。"The Economic Development of the Philippines in the Second Half of the Eighteenth Century," *PS* 11(1963):193-223; "Eighteenth Century Philippine Economy: Mining," *PS* 13(1965):763-800; "Eighteenth Century Philippine Economy: Agriculture," *PS* 14(1966):65-126; "Eighteenth Century Philippine Economy: Commerce," *PS* 14(1966):153-79.
- 12) 菅谷成子「18世紀中期フィリピンにおけるアランダシア総督の非キリスト教徒中国人の追放—中国系メスティーソの興隆の契機をめぐって—」『東南アジア—歴史と文化—』19(1990):26-42。
- 13) Circular, 27 de noviembre de 1759, in Miguel Rodríguez Berriz, *Diccionario de la administración de Filipinas: Anuario de 1888*, 2 vols. (Manila: Imp. y Lito. de M. de Pérez, hijo, 1887-88), 1:577-78 (*Anuario*と略記する)。
- 14) "Informe de P.^o Provincial," junio de 1760.
- 15) *Ibid.*; Real Cédula, Buen Retiro, 14 de febrero de 1758, in *Anuario* 1:576; Real Cédula, 19 de abril de 1759, *ibid.*, 1:577.
- 16) "Informe de P.^o Provincial," junio de 1760.
- 17) Díaz-Trechuelo, "The Role of the Chinese in the Philippine Domestic Economy (1570-1770)," in Felix, vol. 1, p. 210.
- 18) Real Cédula, Aranjuez, 17 de abril de 1766, in *Anuario* 1:578-80; Real Cédula, 1 de octubre,

- 1769, *ibid.*, 1:580; Real Cédula, 2 de octubre, 1760, *ibid.*, 1:580-81; Bando, Manila, 27 de mayo de 1771, *ibid.*, 1:581-82.
- 19) Wickberg, "The Chinese Mestizo"; バスコ総督と中国人移民の関係については、菅谷成子「バスコ総督のフィリピン植民地経済開発——中国人移民奨励と養蚕業振興策——」『南方文化』13 (1986): 47-69を参照のこと。
- 20) Gainza, "Memoria sobre el origen."
- 21) Real Auto de la Real Audiencia, Manila, 20 de octubre de 1774, in "Se pide Yglesia para los chinos por el Arzobispo se concede la de S.^a Gab.^l provisionalmente. Año de 1791," Seccion San Gabriel, tomo 7, num. 10, APSR.
- 22) "Presentac.^{on} del P.^e Procur.^{or} Azcarate," Manila, 11 de Diciembre de 1773, Seccion San Gabriel, tomo 7, num. 8, APSR.
- 23) "Informe de P.^e Provincial," junio de 1760.
- 24) Real Orden, 6 de Septiembre de 1784, in *Cedulario de la insigne, muy noble, y siempre leal ciudad de Manila, capital de estas Islas Filipinas, destinado al uso de los señores regidores que se ponen su Exmo. Ayuntamiento* (Manila: Imp. de D. José María Dayot, 1836), pp. 131-32; Real Cédula, 14 de mayo de 1790, *ibid.*, p. 162.
- 25) "Se pide Yglesia para los chinos por el Arzobispo se concede la de S.^a Gab.^l provisionalmente. Año de 1791."
- 26) *Ibid.*
- 27) Fernández, "The Apostolate of the Dominicans," p. 188.
- 28) Gainza, "Memoria sobre el origen."
- 29) *Ibid.*
- 30) Fernández, "The Apostolate of the Dominicans," p. 187.

付記

本稿は文部省科学研究費補助金 (1988年度) による研究成果の一部である。

本稿がなるにあたって、筆者にドミニコ会のフィリピン管区古文書館所蔵の未刊行文書を調査収集することを快く許して下さり、長期にわたって筆者の希望をかなえてくださったパブロ・フェルナンデス神父 (Rev. Fr. Pablo Fernández, O. P.) に心から謝意を表したい。また、フィリピンにおける調査研究は、アテネオ・デ・マニラ大学フィリピン文化研究所 (Institute of Philippine Culture, Ateneo de Manila University) の客員研究員 (Visiting Research Associate) 制度により便宜を受けた。さらに、フィリピン大学社会科学・哲学学部 (Department of History, College of Social Sciences and Philosophy, University of the Philippines) においても指導助言を得た。

Abstract

The Hospital of San Gabriel established by the Dominican Fathers for the Chinese started its operation in 1588. The Hospital expanded as the Chinese population in Manila rapidly grew under the flourishing Manila galleon trade system. The management of the Hospital, however, started to have financial difficulties with the expulsion of non-Christian Chinese carried out by Governor Arandía in 1755 for its running costs were mainly derived from the community funds of the Chinese. This paper analyzes the effects of Chinese expulsion on the maintenance of the Hospital as one of the major institutions for the Christianization of the Chinese and attempts to view it in the light of the rise of the Chinese mestizo in the period under consideration.

The Audiencia of Manila ordered the closure of the Hospital of San Gabriel in 1774. At that time, only a few Chinese were treated in the Hospital. From the 1790's onward, a chapel

attached to the Hospital served as the parish church of the Parián after it was demolished as part of the fortification program of Manila, provided that a parish church expressly for the Christian Chinese would be constructed in due time. The Spanish colonial authorities deemed it necessary to create a Chinese settlement with a church expressly for them, in order to give them full spiritual administration and guide them as "true Christians." In reality, however, they did not seem to feel any necessity for their own church because they were steadily integrated into the local community through their marriage to the local women.

Acknowledgements

I wish to express my sincere gratitude to Rev. Fr. Pablo Fernández, O.P. for his generous permission to utilize the manuscripts kept in the Archives of Santo Domingo Convent in San Juan and the Archives of the University of Santo Tomás in Manila. The main research for this essay in the Philippines was facilitated by the Visiting Research Associate Program of the Institute of Philippine Culture of the Ateneo de Manila University. I am indebted for their guidance to the faculty of the Department of History of the College of Social Sciences and Philosophy, the University of the Philippines. This essay is the partial fulfillment of the research supported by the Ministry of Education, Science and Culture of Japan under the 1988 Grant-in-aid for Encouragement of Young Scientists Program.